港則法に基づく各種手続きの申請書等の様式変更について

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、港則法(昭和23年7月15日法律第174号)に基づく各種手続きの申請書等の様式において、国民や事業者に対して押印、署名を求めているものについても、<u>令和3年1月1</u>日から「押印、署名を不要とする等の改正」が行われました。

様式変更(改正分)ついては、鹿児島海上保安部ホームページ(申請・届出) の様式を参照してください。

<改正様式>

- ·第2号様式 入出港省略許可申請書
- ・第3号様式 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書
- ·第4号様式 係留施設使用届
- ·第5号様式 係留施設使用届省略許可申請書
- ・第6号様式 修繕・係船届
- ・第7号様式 危険物運搬許可申請書
- ·第8号様式 施設信号使用許可申請書
- ・第9号様式 (工事・作業又は行事)許可申請書
- ・第10号様式 進水・入出渠届
- ・第11号様式 竹木材水上荷卸・筏運航・係留許可申請書